

平成28年4月1日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について

児童虐待事案への対応については、その中核を担う児童相談所と子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要である。

これまでも「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（平成24年4月12日雇児総発0412第1号本職通知）等により、警察から通告された個別事案についての情報共有、児童相談所における警察官の配置等相互の連携を図ってきたところであるが、今般、警察庁より、別添のとおり「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について」（平成28年4月1日付け警察庁丁少発第47号ほか）が発出され、警察が通告の可否を判断するに当たり、児童相談所、市区町村等関係機関に対して過去の対応状況等を確実に照会するよう通達されたところである。

警察からの照会等に適切に対応し、一層の連携強化を図るため、下記について御了知いただくとともに、管内の児童相談所及び市区町村への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応

警察は、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合、児童相談所、市区町村等関係機関に対し、当該児童に係る過去の対応状況等を照会し、その結果を踏まえて通告の可否を判断することとしている。児童相談所及び市区町村においては、この照会に対し、記録等を確認し適切に回答するとともに、以下の点に留意しつつ対応さ

りたい。

- ・ あらかじめ警察との間で協議を行い、必要に応じて書面で取り決めるなどして、円滑な対応が図られるようにする。
- ・ 対象となる子ども及び保護者の住所、氏名、110番通報の内容、安全確認時の状況等、警察が保有する情報について、可能な限り提供を求める。
- ・ 警察からの照会時に提供された情報を記録として保存するとともに、その後の対応に活かすことができるよう情報を整理し、管理する。
- ・ 対象となる子ども及び保護者について、過去に児童虐待に係る対応履歴がある場合は、警察が保有する情報も勘案した上で緊急性を判断し、警察と連携して迅速な安全確認を実施する。

2 児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等

児童相談所及び市区町村が虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、迅速に警察と情報共有を図るほか、必要に応じ、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第10条の規定に基づく援助要請を行うなど、連携して対応することが重要である。

このため、児童相談所及び市区町村においてこうした事案を把握した場合は、警察への情報提供を行うとともに、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行うよう対応されたい。

別 添

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁生活安全部長

警視庁地域部長

警視庁刑事部長

殿

各道府県警察本部長

各方面本部長

各管区警察局広域調整担当部長

(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長

警察大学校刑事教養部長

警察庁丁少発第47号、丁生企発第196号

丁地発第51号、丁刑企発第38号

丁捜一発第43号

平成28年4月1日

警察庁生活安全局少年課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察庁生活安全局地域課長

警察庁刑事局刑事企画課長

警察庁刑事局捜査第一課長

児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について（通達）

児童虐待への対応については、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（平成18年9月26日付け警察庁丙少発第38号ほか）、「児童虐待への対応における取組の強化について（通達）」（平成24年4月12日付け警察庁丁少発第55号ほか）等に基づき、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、適切な対応に努めているところであるが、平成27年における児童虐待の検挙件数、検挙人員及び被害児童数はいずれも統計を取り始めた平成11年以降で最多を記録するとともに、幼い児童が虐待を受け命を落とすという痛ましい事件が相次いで発生するなど、児童虐待問題は依然として極めて厳しい状況にある。

特に、警察において、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、警察職員が現場臨場し、児童の安全を直接確認するよう徹底してきたところであるが、昨今発生した事案の中には、警察職員による児童の安全確認の結果、児童虐待を受けたと思われると判断したにもかかわらず、その後児童虐待による重篤な被害が明らかになったものが見られる。

このような事態の発生を防ぎ、児童の安全確保をより確実なものとするためには、警察において児童虐待が疑われる情報を覚知し、通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項に規定する通告をいう。以下同じ。）をすべきか否かの判断を行うに当たり、警察部内の情報のみに頼るのではなく、児童相談所、市町村等関係機関に対して関連情報の照会等を行い、それにより得られた情報を含めて総合的に判断すること等が有効と考えられる。

ついては、今後、下記のとおり取組の強化を図ることとするので、各都道府県警察にあ

っては、地域の実情を踏まえながら、児童相談所、市町村等関係機関との一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、警察部内における的確な対応を徹底されたい。

記

1 確実な通告の実施

児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項では通告義務の対象となる児童の範囲を「児童虐待を受けたと思われる児童」と定めており、これにより児童虐待を裏付ける事実が必ずしも明らかでなくても、一般人から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告の対象とされている。児童虐待の早期発見及び被害拡大の防止を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。したがって、児童の言動、外傷その他周囲の事情から児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、時機を失することなく確実に通告を実施するよう配意されたい。

2 児童相談所等関係機関に対する事前照会の徹底

警察において、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、これまでどおり、警察職員が現場臨場し、児童の安全確認を行うものであるが、その結果、その時点においては通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所、市町村等関係機関に対し当該児童に係る過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、組織的に総合的な判断を行うこと。関係機関への事前照会の結果、過去に取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして対応すること。

こうした関係機関に対する事前照会が円滑になされるようにするため、あらかじめ当該関係機関との間で事前照会に関する協議を行い、必要に応じて書面で取り決めるなど適切に対応すること。その際、警察から関係機関に対する事前照会は、警察からの通告の適正化に資するとともに、警察が把握した110番通報等に係る情報を関係機関に対して提供し共有を図る意義も有することを、必要に応じて説明すること。

関係機関に対する照会等を実施した際には、その経緯を記録に残しておくこと。

3 通告後の情報共有

通告を行った後の関係機関における対応結果や措置状況等の関係情報について、警察として確実に把握し、その後の適切な対応に資するよう、引き続き、関係機関との間で緊密な情報交換を実施すること。